

自然災害における

業務継続計画

合同会社スマイル

居宅介護支援事業所スマイル

デイサービススマイル中央町

ヘルパーステーションスマイル東久留米

目次

1. 総則

- (1) 基本方針
- (2) 全体像
- (3) 推進体制
- (4) リスクの把握
- (5) 優先業務の選定
- (6) 研修・訓練の実施
- (7) BCP の検証・見直し

2. 平常時からの対応

- (1) 建物・設備の安全対策
- (2) ライフライン停止時の対策
- (3) 必要品の備蓄

3. 緊急時の対応

- (1) BCP の発動基準
- (2) 対応体制
- (3) 対応拠点
- (4) 安否確認
- (5) 職員の参集基準
- (6) 職員の管理
- (7) 復旧対応

4. 他施設及び地域との連携

- (1) 連携体制の構築
- (2) 地域との連携

別紙 1:自然災害発生時の対応フローチャート

別紙 2:自施設で想定される影響

別紙 3:業務分類(優先業務の選定)

別紙 4:備蓄品リスト

別紙 5:災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)

別紙 6:緊急連絡網

別紙 7:連絡先リスト

添付資料：ハザードマップ及び防災マップ及び QR コード

1.総則

この計画は、日常において発生しうる災害リスクに対して、その予防を行うとともに、不測の事態が発生した場合に、初動の対応から通常への回復までの業務を円滑かつ適切に行い居宅介護支援業務への影響を抑制するためのものである。

(1)基本方針

自然災害が発生した場合においても、サービス提供を継続するために当該事業所の実施すべき事項を定め、平素から準備を行う。これにより危機の発生から平常時への復旧について、応急的な対応から平常回復までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限に留める環境を整える。本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

利用者の安全確保	利用者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。
サービスの継続	利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。
職員の安全確保	職員の生命を守り、生活の維持に努める。

(2)全体像

別紙 1:自然災害発生時の対応フローチャートを参照し、事前準備(平常時からの対応)と自然災害が発生してからの対応の流れを踏まえる。

(3)推進体制

継続的かつ効果的に取組みを進めるために推進体制を構築する。災害対策は一過性のものでなく、継続して取り組む必要がある。また災害対策の推進には、総務部などの一部門で進めるのではなく、多くの部門が関与することが効果的であり、事業所の実情に即して既存の検討組織(別添:●●防災計画の連絡体制、動員体制、組織体制)を有効活用する。

(4)リスクの把握

1 ハザードマップなどの確認

地震、津波、風水害など災害リスクの頻度や影響度は施設・事業所の立地によるところが大きい。自治体などが公表するハザードマップなどを確認し、これら災害リスクを把握したうえで施設に応じた対策を検討することが有効である。

ハザードマップポータルサイト	https://disaportal.gsi.go.jp/
東久留米市防災ハザードマップ	https://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/anzen/bousai/1003941.html

2 被害想定

東日本大震災について厚生労働省が発表した報告書(東日本大震災水道施設被害状況調査報告書(平成 23 年度災害査定資料整理版))によると、震度7のライフラインの復旧は、電気:1週間、水道:3週間、都市ガス:5週間で想定。

巨大地震直後は、自動車での移動が困難。崖崩れや橋の損壊がなくても、液状化があれば、マンホールが道路上に飛び出るため、車の通行は不可能。徒歩、自転車、バイクでの出勤可

能な人員数を把握する。国土交通省の「南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要」によると、道路・鉄道の復旧には、1ヶ月~6ヶ月間かかる見通し。

又、当該事業所で想定される影響について、別紙 2:自施設で想定される影響を参照する。

交通被害(震度 7 想定)	
道路	3~7 日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)
橋梁	迂回路を含め、3~7 日で仮復旧
鉄道	1 か月

ライフライン(震度 7 想定)	
上水	3 週間
下水	3 週間
電気	1 週間
ガス	5 週間
通信	1 週間 ※津波の被害がない想定

(5)優先業務の選定

インフラの停止、職員不足、災害時に特有の業務の発生などの理由から、災害時には業務量が増大することが考えられる。限られた状況下ではすべての事業を継続することが困難なため、優先して継続・復旧すべき事業を決めておく。

別紙 3:業務分類(優先業務の選定)

(6) 研修・訓練の実施

1 業務継続計画(BCP)を関係者で共有

策定した BCP 計画を当該職員で抜けや漏れがないかを確認する。

2 業務継続計画(BCP)の内容に関する研修

研修は「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」と一体的に実施しても、他のサービス事業所との連携で行うことも差し支えない。

入職時研修	新規採用時に BCP の概念や必要性に関する研修を実施する
BCP 研修	年 1 回以上、全当該職員を対象 ・感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を共有する ・平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行

3 業務継続計画(BCP)の内容に沿った訓練(シミュレーション)

年 1 回以上、災害の発生を想定し、BCP に基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達の方法等の確認などを机上訓練及び実地訓練を実施する。

(7)BCP の検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、最新の動向や訓練等で洗い出された課題を BCP に反映させる。

1	BCP に関連した最新の動向を把握し、BCP を見直す
2	教育を通じて得た疑問点や改善すべき点について BCP を見直す。
3	訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策を BCP に反映させる

2.平常時からの対応

平常時から、計画の周知、見直し、研修及び訓練を行い、災害の発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限に

留める。

(1) 建物・設備の安全対策

建築年を確認し、新耐震基準が制定された 1981(昭和 56)年以前の建物は耐震補強を検討する。1981 年以降でも、建築から相当な年数が経っている建物や木造の建物は、専門家の耐震診断を検討する。

利用者・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落防止の必要性を確認する。転倒・転落防止が必要な場合は、対策を検討する。

- 1 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。
- 2 設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。
- 3 破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。

(2) ライフライン停止時の対策

1 電気が止まった場合

電気が止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。自家発電機が設置されていない場合は、自動車のバッテリーや電気自動車を非常用の電源として活用する。自家発電機が設置されている場合は、稼働時間を確認し、使用する設備を決めた上で優先順位をつける。自家発電機は、複数の職員が使えるよう訓練を毎年実施する。24 時間営業のガソリンスタンド等の確認。非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等と優先供給協定を締結する。

2 ガスが止まった場合

都市ガスか、LP ガスかを確認する。ガスが止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。暖房としてストーブと灯油を備蓄する。LP ガスのボンベとコンロを備蓄する。調理が不要な食料(ゼリータイプの高カロリー食等)を備蓄する。

3 水道が止まった場合の対策

(飲料水)

必要な飲料水の備蓄量を計算し、備蓄する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。飲料水を以下の計算式に従い用意する。

$$3 \text{ リットル/人/日} \times 20 \text{ 人分(職員を含める)} \times 7 \text{ 日} \\ (\text{最低 3 日})$$

- ・ 近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器を準備し、水を取りに行く。
- ・ ろ過式の浄水器を備蓄する。
- ・ 大規模な小売店と協定を結び、ペットボトルを優先的に提供してもらう。
- ・ 調理に水を必要としない流動食等を備蓄する
- ・ 飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。

(生活用水)

生活用水の備蓄量を確認する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。貯水槽を活用する場合は、容量を記載する。生活用水の多くはトイレ、食事、入浴で利用。

- ・ トイレでは、簡易トイレやオムツの使用
- ・ 食事では、紙皿・紙コップの使用
- ・ 入浴では、清拭で対応

4 通信が麻痺した場合

被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で

関係機関と連絡が取れるように準備する。

- ・ 通信機器、通信機器のバッテリー(携帯電話充電器、乾電池等)を確保する。
- ・ 携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、災害時優先電話の活用。

被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることもある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく(三角連絡法)。

5 情報システムが停止した場合

BCP 等の災害対策の書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく。手書きによる事務処理方法なども検討する。パソコン、プリンター等の稼働が必要な機器の対応策を検討する。

- ・ PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。
- ・ PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。
- ・ いざという時に持ちだす重要書類をあらかじめ決めておく。

6 衛生面(トイレ等)の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性がある。トイレ対策としては、簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。

(3)必要品の備蓄

被災時に必要な備品は、別紙 4:備蓄品リストに整理し、計画的に備蓄する。行政支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するため備蓄を行う。

3.緊急時の対応

発災時には、安否確認・応急救護など、通常時には行う必要のない特殊な災害時業務が発生する。特殊な災害時業務に対応するため、あらかじめ役割と組織を決め、訓練等を行ってその有効性を確認しておく。

(1)BCP の発動基準

リスク把握で洗い出したリスクに対し、災害対策本部長の指示により BCP を発動する。

(2)対応体制

対応体制や拡販の役割等については、既存の検討組織(別冊:●防災計画の連絡体制、動員体制、組織体制)を有効活用する。

復旧後に活動を振り返るために活動記録をとることも重要であり、役割に入れることを推奨する。

(3)対応拠点

●地域防災計画により、市から指示があった場合等において●社会福祉協議会災害対策本部を本所に設置する。災害の状況等により、必要に応じ長島支所に分室の設置を検討する。

(4)安否確認

3 利用者

別紙 5:災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)にて、速やかに利用者の安否確認結果を記録する。各担当介護支援専門員が利用者の安否確認を行い、管理者に報告する。

災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸

念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関係機関との連絡調整等を行う。

また、避難先においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。

災害発生時で事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。

4 職員

別紙 6:緊急連絡網にて、職員の安否確認を速やかに行う。自宅等で被災した場合は、電話、携帯メール、SNS、災害用伝言ダイヤル、WEB171 等で、当該事業所に自身の安否情報を報告する。報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

※ 参考資料 災害対応マニュアル【第4版】(令和元年 12 月 1 日)((一社)日本介護支援専門員協会)<https://www.jcma.or.jp/?p=21089>

(5)職員の参集基準

災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮する。

災害時の移動は原則、徒歩であり、道路の陥没や橋梁の落下などにより、迂回ルートを取る必要性などから移動速度は 2.5 キロメートル毎時が目安(平常時は 4 キロメートル毎時)。

参集基準については、別冊:●防災計画の動員体制を活用する。

下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。

- 1 自宅が被災した場合
- 2 自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

(6)職員の管理

災害発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、休憩・宿泊場所の候補を検討し、指定しておく。また、震災発生後、長時間勤務となる可能性があり、参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の勤務シフトを検討しておく。

(7)復旧対応

1 破損箇所の確認

破損箇所の確認のために、被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。

2 業者連絡先一覧の整備

別紙 :連絡先リストにて、非常時の連絡先を確認しておき、円滑に復旧作業を依頼できるように準備しておく。

3 医療機関やガソリンスタンド等は平常時から災害時における対応方法を取り決めておくことが望ましい。

4.他施設及び地域との連携

(1)連携体制の構築

単独での事業継続が困難な事態を想定して平常時から、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。

(2)地域との連携

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員

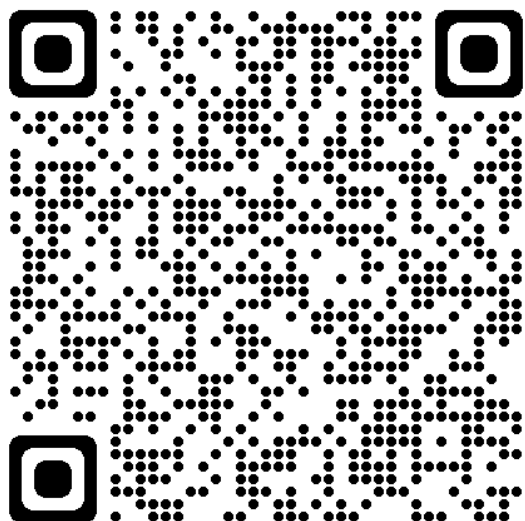
としての登録を検討する。

●地域防災計画により、市から指示があった場合に特別避難所を開設する。

(参照)福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府(防災担当)

添付資料

東久留米市
洪水ハザードマップ



東久留米市
防災マップ

